

仕 様 書

地方独立行政法人京都市立病院機構 担当：京都市立京北病院

件 名	京都市立京北病院診療棟等空調設備改修工事
工 期	契約の日から平成30年7月31日まで
契 約 内 容 及 び 条 件 等	<p>本件は、診療棟等の経年劣化の著しい空調機を廃止し、個別空冷ヒートポンプエアコンを新設及び更新する工事（本体設置のほか、配管設備・自動制御・電気設備工事を含む。）である。</p> <p>1 工事場所 京都市右京区京北下中町鳥谷3番地 京都市立京北病院 診療棟，調理棟</p> <p>2 工事図面 別紙のとおり</p> <p>3 工事仕様 (1) 共通仕様 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）平成28年版」及び「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）平成28年版」による。ただし、公共建築改修工事標準仕様書に規定されている項目以外は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成28年版」及び「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成28年版」による。</p> <p>(2) 特記仕様 ア 一般事項 (ア) 工事の着手，実施，完成に当たり，関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等については，遅滞なく行うこと。届出手続等を行うに当たっては，工事請負契約書第9条第1項に基づいて当機構が請負者に通知する職員（以下「監督員」という。）に対し，届出内容をあらかじめ報告すること。 (イ) 本工事による発生材については，関係法令を厳守し，運搬，処理及び処分を行ったうえ，処理業者が作成したマニフェスト等の証明書を監督員に提出すること。 (ウ) 本工事の作業時間は，原則として，午前8時から午後5時30分までとする。ただし，機器・資材等の搬出入作業及び建物内への立ち入りを要する作業は，休診日（土曜・日曜・祝日）に行うものとし，作業時間は前述の作業</p>

	<p>時間に準じることとする。なお、工程上やむを得ず前述の作業時間以外の時間帯に作業を行う場合は、病院運営に支障のない時間帯、範囲とし、あらかじめ監督員の承諾を得ること。</p> <p>(エ) 作業実施の各段階において、騒音、振動等の影響で病院の運営に支障が出ないように努めること。</p> <p>(オ) 工事に必要な水及び電力は既存の施設を無償で使用することができる。</p> <p>(カ) 工事用車両の駐車は、原則として構内駐車場の指定された場所とし、来院者の通行及び駐車に支障のないように留意すること。なお、工事用車両の駐車台数・場所についてはあらかじめ監督員に確認し承諾を得ること。</p> <p>(キ) 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査においては、その検査に必要な資材及び労務等を提供すること。</p> <p>(ク) 作業実施に必要な箇所以外に汚損又は損傷を与えるおそれがある場合には、養生を行うこと。また、汚損又は損傷を与えた場合は受注者の責任において速やかに修復等の措置を行うこと。</p> <p>(ケ) 資材等の搬入計画、通行経路の選定及びその他車両の通行に関する事項について、関係機関と十分打合せのうえ、来院者及び周辺住民へ迷惑を掛けないよう交通安全管理を行うこと。</p> <p>(コ) 仕様書に明記の無い事項でも本工事に当然必要とする作業は、監督員と協議のうえ、請負者の責任において施工すること。</p> <p>イ 空調設備改修工事</p> <p>(ア) 室外機設置に当たり、基礎がない箇所については、タイガーベースを使用し架台を設置すること。併せて、機器転倒防止を施すこと。</p> <p>(イ) 新設する室内機設置場所については、既設建物や設置物等に障害が及ばないように考慮し、あらかじめ監督員と協議のうえ、新たな設置場所を定めることとする。</p> <p>(ウ) PAC-9の配管施工については、適切に足場を設け施工すること。</p> <p>(エ) PAC-3, 4, 5, 7, 8の室内機ドレン配管は既設再接続とするが、再利用ができない場合は必要に応じて新設すること。</p> <p>(オ) 点検口は、メンテナンス用として室内機1台につき1箇所とする。また、施工に必要な箇所については適切に設けること。</p> <p>(カ) PAC-5, 7, 8の電源は既設電気配線を再利用し、新たに動力盤（ブレーカーを含む。）を設け、機器までの配線は新設とする。</p> <p>(キ) 室内機電源及び通信線は冷媒配管共巻とする。</p> <p>(ク) リモコン配線は、露出部はメタルモールにて施工し、天井内はコロガシとする。リモコンはスイッチボックスにて取り付けること。</p> <p>(ケ) リモコン設置場所については、監督員と協議のうえ、定めることとする。</p> <p>(コ) 冷媒配管屋外露出部外装はステンレス鋼板にて仕上げる。ドレン配管の保温材はポリスチレンフォームとする。</p> <p>(サ) 壁貫通部は配管との隙間はモルタルにて適切に埋めること。</p>
--	---

(シ) 既設機器の冷媒（フロン）は法令に従って適切に抜取処分すること。

4 提出資料

着工関係及び完工関係の提出書類は次のとおりとする。なお、提出書類に宛名がある場合は「地方独立行政法人京都市立病院機構理事長」とすること。

- (1) 工事の着手に先立ち、工程表、図面、使用機材・施工に関する資料、作業員名簿及び緊急連絡体制表等の工事の実施に必要な図書を速やかに提出し、監督員の承認を得ること。
- (2) 工事完了後、報告書を速やかに提出すること。報告書には完成図面、納入機器完成図、取扱説明書、試験成績報告書、その他別途指示する図書のほか、作業の実施状況を記録した写真をファイル（A4サイズ）等に整理し、注釈を記載して添付すること。

5 報告・連絡

現場責任者は、工事着手及び作業の進捗状況について、必ず口頭又は電話等により、その都度、監督員に報告すること。

また、監督員と緊密な連絡を図り、全般の責にあたること。

6 注意事項

- (1) 工事に当たっては、本仕様書並びに工事請負契約書、京都市立病院機構契約事務規程、建築基準法、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築工事に係る資材の再資源化に関する法律等の関係法規・規程等を遵守のうえ、确实・堅牢・美観に留意して行うこと。
- (2) 工事中に第三者の生命身体に危害又は工作物に障害、損傷を与えた場合は、現場責任者は人命救助措置を行った後、現場の状況を監督員に報告し、速やかに必要な措置を講じるとともに、請負者はその補償を行うこと。

7 疑義

施工に当たりこの仕様書に疑義を生じた場合は、発注者と請負者が協議を行うものとする。

8 完了検査

- (1) 請負者は、工事が完了した時点で完了届を発注者に提出しなければならない。
- (2) 発注者は、完了検査に先立ち、請負者に対して検査日を通知するものとする。
- (3) 検査員は、請負者を検査に立ち合わせるものとする。
- (4) 検査員は、設置目的物を対象として本仕様書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - ア 設置されたものに対し、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。

- イ 設置されたものに対し、要求された機能が正常に動作するかの検査を行う。
- (5) 完了検査に必要な物品等は、請負者において準備すること。
 - (6) 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、請負者に対して期限を定めて修補の指示を行うものとする。

9 その他

その他詳細は、監督員の指示によること。